



環 第 8 4 7 号

平成26年 10月30日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県環境影響評価委員会

委員長 吉 門



君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書  
について (答申)

平成26年7月18日付け環第449号で諮問のあったこのことについては、  
別紙のとおり意見を取りまとめたので答申します。

## 【別紙】

### 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書 に対する意見（答申）

千葉県環境影響評価委員会は、君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、当該事業の内容及び周辺環境の状況等を踏まえ、専門的な見地から慎重に検討を行った。

当該事業は、県立養老溪谷奥清澄自然公園、梅ヶ瀬溪谷自然環境保全地域及び大福山北部自然環境保全地域に隣接する自然環境豊かな地域に、管理型の産業廃棄物最終処分場を増設するものである。

事業実施区域は、小櫃川支流御腹川の最上流部に位置し、御腹川は農業用水源として利用され、下流の小櫃川は君津地域の水道水源となっている。周辺地域では、簡易水道水源として地下水が利用されているほか、事業実施区域の北西方向に位置する久留里地区には、環境省が選定した平成の名水百選「生きた水・久留里」の自噴井戸群が存在する。

また、当該事業は、区域を40.2ヘクタール拡大し、合計60.7ヘクタールとするとともに、埋立地を8.5ヘクタール増設して合計17.3ヘクタールとし、併せて6.9ヘクタールの新たな覆土置場を設置する大規模な開発計画となっている。

一方、既設の第Ⅰ埋立地では、平成24年1月に保有水の漏出が判明し、現在も事業者による改善対策が講じられている。また、方法書に対する環境の保全の見地からの意見が多数寄せられている。

これらの状況から、環境影響評価の項目及び手法の選定に当たっては、地域特性及び事業特性等を慎重かつ十分に考慮するとともに、環境影響評価の実施に当たっては、増設施設からの影響に加え、既存施設からの影響も含めた環境保全措置を検討するなど、環境への影響をできる限り回避・低減する必要がある。

については、当委員会は、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

なお、環境影響評価制度に基づく事項ではないが、事業実施区域の特性等から、別記の留意事項についても配慮するよう指導されたい。

## 記

### 1 事業計画

浸出水処理施設の能力や、集水ピット、浸出水調整槽及び防災調整池の容量等について、近年の集中豪雨の発生状況を踏まえた事業計画とすること。

## 2 環境影響評価の項目

- (1) 自然由来の土壌汚染（砒素等）の可能性について調査し、必要に応じて覆土置場からの流出水の水質に関する環境影響評価を行うこと。
- (2) 浸出水処理後の排水は河川に放流されるが、事業実施区域及びその周辺地域の地質は砂層・泥層であり、河川水が帯水層に浸透し地下水の一部になると考えられることから、排水による水文環境（地下水質）への影響について検討し、必要に応じて環境影響評価を行うこと。

## 3 調査、予測及び評価の手法

### (1) 大気質

- ア 供用時の粉じんの発生源は埋立作業のみとしているが、覆土置場についても発生源として追加すること。
- イ 現地調査について、粉じん、風向・風速は紅葉の時期に1週間、降下ばいじんは同時期に1か月間行うとしているが、大福山及び養老川自然歩道は、年間を通じて人々が訪れることや、気象条件の季節変動を考慮し、四季別に行うこと。
- ウ 林道の未舗装部分について、車両の走行に伴う粉じんの発生が見られることから、調査・予測地点として追加すること。

### (2) 水質

- ア 濁水の影響について、日常的な降雨条件のみでなく、大雨時も対象として調査、予測及び評価を行うこと。
- イ 調査・予測地点について、農業用水等の利水の状況を勘案して検討を行い、必要に応じて追加すること。

### (3) 水底の底質

調査・予測地点について、農業用水等の利水の状況を勘案して検討を行い、必要に応じて追加すること。

### (4) 水文環境

- ア 房総半島中央部の地質構造に関する研究成果を探索し、地下水流動系と湧水及び井戸の分布を関連付けて示すこと。

イ 事業実施区域及びその周辺地域の地質構造が、地下水の流れに重要な影響を与えることから、その詳細を明らかにするとともに、久留里地区を含む地域を対象に、水資源としての観点から、地下水環境への影響について検討し、必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 事業実施区域の一部は、既設の地下水モニタリング井戸の下流部に位置することから、事業実施区域内の帯水層及び地下水の流下方向に関する詳細な調査を行い、適切な位置にモニタリング井戸を新設して、地下水質及び地下水位に関する調査、予測及び評価を行うこと。なお、新設するモニタリング井戸は、周辺の簡易水道水源と同じ帯水層も対象とすること。

#### (5) 騒音・振動

ア 供用時に使用する埋立機械の騒音について、君津市環境保全条例に基づく騒音又は振動に係る特定作業の規制基準を踏まえて評価を行うこと。

イ 車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について、調査・予測地点における交通量が少ないことから、ピーク値等による調査、予測及び評価の手法を検討し実施すること。また、走行経路付近の住宅地域等への影響が考えられることから、必要に応じて調査・予測地点を追加すること。

#### (6) 悪臭

ア 現地調査について、夏季（7～8月）の日中及び冬季（1～2月）の早朝に各1回行うとしているが、大福山及び養老川自然歩道は、年間を通じて人々が訪れることや、気象条件の季節変動を考慮し、四季別に行うこと。なお、冬季については、接地逆転層が出現する気象条件で行うこと。

イ 埋立地について、過去の埋立廃棄物の質・量と発生ガスの関係を明らかにするとともに、ガス抜き管及び敷地境界等におけるモニタリング結果を過去のデータも含めて整理し、これらの結果を用いて定量的に予測を行うこと。

ウ 埋立地以外について、水処理施設付近から硫化水素臭が発生していることから、浸出水処理工程を発生源として設定するとともに、悪臭物質の発生及び排出の特性が埋立地とは異なることを勘案し、調査、予測及び評価を行うこと。

#### (7) 植物

調査・予測地域について、事業実施区域及びその周辺約200メートルの範囲としているが、当該地域は自然環境豊かな地域であることから、必要に応じてその範囲を拡大するとともに、踏査ルートを追加すること。

## (8) 動物

- ア 調査・予測地域について、基本的に事業実施区域及びその周辺約200メートルの範囲としているが、哺乳類や鳥類の行動圏を考慮し、必要に応じてその範囲を拡大するとともに、調査地点及び踏査ルートを追加すること。
- イ 重要な種の生息状況の把握並びに調査、予測及び評価について、専門家等の助言を受けて行うこと。
- ウ 昆虫類の調査時期について、冬季に活動する種もあることから、1月頃の実施を追加すること。

## (9) 陸水生物

- ア 生息環境に係る水質の調査、予測及び評価について、生物化学的酸素要求量及び溶存酸素量や、水生生物の保全に係る水質環境基準の項目である全亜鉛、ノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を追加すること。
- イ 事業実施区域及びその周辺には、絶滅危惧種であるホトケドジョウ等が生息していることから、専門家等の助言を受けて調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて調査・予測地点を追加すること。

## (10) 生態系

調査・予測地域について、原則として事業実施区域及びその周辺約200メートルの範囲としているが、当該地域は自然環境豊かな地域であることから、必要に応じて調査地域を拡大するとともに、調査・予測地点を追加すること。

## (11) 景観

大福山展望台及び養老川自然歩道等からの景観について、既存施設を含めて精度を高め、調査、予測及び評価を行うこと。

## (12) 温室効果ガス等

発生源として浸出水処理工程を追加するとともに、温室効果ガスとして二酸化炭素及びメタン以外に、必要に応じて一酸化二窒素を追加して調査、予測及び評価を行うこと。

## <別記> 留意事項

- 1 異常気象及び地震等に伴う災害の発生により、供用時に保有水の漏出等の事故が発生した場合を想定し、その影響を最小化する対策の検討と、当該災害・事故発生時の環境影響の把握に努めること。
- 2 放射性物質について、既存施設の受入廃棄物、放流水及び地下水に含まれる放射性セシウム濃度並びに埋立地及び敷地境界における空間放射線量率のモニタリング状況等を踏まえ、当該事業計画においても、環境保全上の配慮に努めること。

## <参考> 審議経過

平成26年 7月18日	知事の諮問、審議
平成26年 8月15日	審議
平成26年 9月22日	審議
平成26年10月17日	答申内容の審議
平成26年10月30日	答申